

信州大学繊維学部と一般社団法人富山県繊維協会との
包括的連携に関する協定書

信州大学繊維学部と一般社団法人富山県繊維協会は、共同研究開発および教育・人材育成、組織間交流を通じて相互の発展を目指すとともに、これら活動を通じて社会への貢献及び新たな価値の提案を行うため、平成29年11月9日付け「信州大学繊維学部と一般社団法人富山県繊維協会との包括的連携に関する協定書」を更新し、次のとおり包括的連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもと、文化、産業、教育、学術等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は、次に掲げる事項について、事前協議の上、連携・協力する。

- (1) 地域文化の振興に関すること。
- (2) 地域産業の振興に関すること。
- (3) 教育・人材育成に関すること。
- (4) 自然・環境に関すること。
- (5) 学術研究に関すること。
- (6) その他両者が必要と認める事項。

(秘密等の保持)

第3条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項に関し、必要な事項は別途契約等を締結するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

(その他)

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項に

ついて必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 2 年 11 月 9 日

令和 2 年 11 月 9 日

長野県上田市常田3丁目15番1号

富山県小矢部市津沢一丁目47番地

信州大学

一般社団法人富山県繊維協会

繊維学部長

会長

下坂 誠



西田明男

